

別記様式第四(第八条関係)

① 制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷台乗車						
				② 年 月 日		
③ 警 察 署 長 殿						
④ 申請者 住所 氏名						
申請者の免許の種類	⑤	免許証番号又は 免許情報記録の番号	⑥			
車 両 の 種 類	⑦	番号標に表示さ れている番号	⑧			
⑨ 車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運 搬 品 名	⑩					
制限を超える大きさ 又は重量 ⑪	長 さ	幅	高 さ	重 量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法 ⑫	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員				
⑬		⑭				
運 転 の 期 間	⑮ 年 月 日から 年 月 日まで					
⑯ 運 転 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地			
	通 行 す る 道 路					
第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条 件</td> <td style="width: 500px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 警 察 署 長 印 </div>					条 件	
条 件						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記 載 要 領

- ① 該当する許可の項目を囲みます。
- ② 申請書を提出する日（窓口申請の場合は窓口に提出する日、オンライン申請の場合は、申請サイトから送信する日）を記載します。和暦（令和●年）、西暦いずれの記載でも構いません。
- ③ 許可が必要な状態で車両の運行を開始する場所を管轄する警察署名を記載します。最寄り警察署ではありません。
- ④ 申請者は、当該車両の運転者（個人）です。企業・団体としての申請はできません。運転者が複数の場合は、申請書に連名で記載していただくか、申請書には運転者の代表者を記載し、その他の運転者は「運転者一覧」として別紙に記載します。押印は不要です。
- ⑤ 申請者の保有する免許のうち、最上位のものを記載します（大型免許と普通免許を保有する場合、「大型」と記載。）。
- ⑥ 申請者の運転免許証番号又は免許情報記録の番号を記載します。
- ⑦ 自動車検査証等に記載の自動車の種別、用途等を記載します。
- ⑧ 車両番号（ナンバー）を記載します。
- ⑨ 自動車検査証等に記載されている車両の長さ、幅、高さ、最大積載量を記載します。
- ⑩ 運搬品名を具体的に記載します。 例）鉄骨鋼材、変圧器
※ 荷台乗車許可は記載不要です。
- ⑪ **制限外積載許可のみ記載**
積載物の長さが車体の長さの1.2倍超、積載物の幅が車体の幅の1.2倍超、路面から積載物の頂点部までの高さが3.8m超（軽自動車は2.5m超、二輪車・小型特殊車は2.0m超）のいずれかの場合は、この欄に記載します。
例）車体の長さ10mの車両には、長さ12mまでの貨物を積載できます。積載した状態で13mの貨物を積載する場合は、「長さ」の欄に積載可能な12mを超える分の「1m」と記載します。
- ⑫ **制限外積載許可のみ記載**
積載物の大きさは、長さが車体の長さの1.2倍以下、幅が車体の幅の1.2倍以下であるが、車体の前後いずれかからの積載物のはみ出しが車体の長さの1

割超となる場合、若しくは車体の左右いずれかからの積載物のはみ出しが車両の幅の1割超となる場合は、この欄に記載します。

例) 車体の長さ10mの車両に、積載した状態で12mの貨物を積載する際、はみ出しが前に0.5m、後ろに1.5mはみ出す場合は、後ろのはみ出しが制限を超えるので、「後」の欄に「0.5m」と記載します。

⑬ 設備外積載許可のみ記載

積載物を積載する場所を具体的に記載します。 例) 車両の屋根部

⑭ 荷台乗車許可のみ記載

荷台に乗車させる人数を記載します。

⑮ 制限外積載許可及び設備外積載許可の場合、当該積載物を積載して運行を開始し、積載物を下ろすまでに必要な期間を記載します。

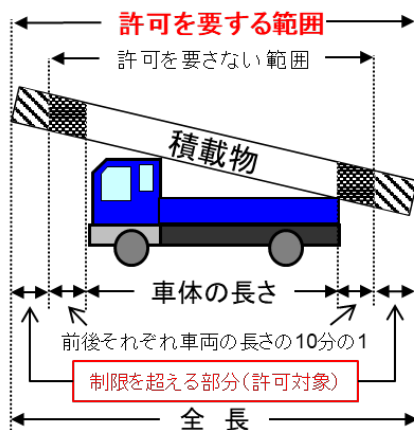
荷台乗車許可の場合、荷台に人員を乗車させ、降ろすまでの期間を記載します。

いずれも、原則として1個の運転行為に対して1つの許可となります。

⑯ 出発地、経由地、目的地の住所、目標物、道路名等を具体的に記載します。

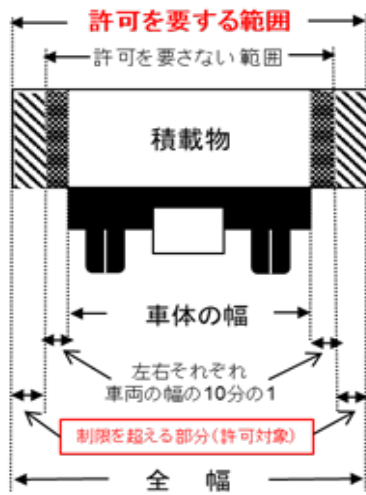
【積載貨物の測定方法】

○ 積載物の長さ



- ・ 積載物の長さは、車両の長さの1.2倍まで許可不要
- ・ 積載方法は、車両の前後それぞれのはみ出しが車両の長さの10分の1までは許可不要
- ・ やむを得ずこれを超える場合、制限外積載許可が必要

○ 積載物の幅



- ・ 積載物の長さは、車両の幅の1.2倍まで許可不要
- ・ 積載方法は、車両の左右それぞれのはみ出しが車両の幅の10分の1までは許可不要
- ・ やむを得ずこれを超える場合、制限外積載許可が必要